

## 離脱者の社会復帰支援と弁護士



千葉県弁護士会民事介入被害者救済センター委員

弁護士 村田 純一

私が、暴力団員の社会復帰という問題に触れることになったきっかけは、一昨年（平成26年）千葉県で行われた民暴大会でした。

ご存知の方も多いとは思いますが、日弁連等が主催する民暴大会では、開催地の地元弁護士会が一定の協議テーマのもと、民暴問題や暴力団対策について研究し発表することになっています。民暴千葉大会で掲げられたテーマは「暴力団対策法制定20年を経て考える新たな暴力団対策」というものであり、その中で、離脱者支援についてもサブテーマとして扱うことになりました。私はこの担当チームの一人でした。

もっとも私自身、当初は暴対法の離脱支援に関する規定もよく知らなかった程であり、どのような方向で研究すれば良いか分からず悩んでいました。そうしたところ幸い全国暴力追放運動推進センターの参与であり、刑務所等で受刑者への暴力団離脱指導も行っている中林喜代司氏から、全面的なご協力を頂けることになりました。

中林氏からは離脱者支援の制度等について基本的なレクチャーを受けるとともに、現状の問題点等についても教えて頂きました。

また福島県暴力団社会復帰対策協議会会長の井上勇氏と兵庫県警社会復帰アドバイザーの新井和典氏のご紹介も頂くことができ、私を含めた何人かの弁護士で福島県と兵庫県を訪れ、両氏から離脱者支援の現状について話を伺うことができました。特に井上氏については2度、福島県にお邪魔し、井上会長自身のお話以外にも、実際の離脱者や受入先企業の関係者からも話を聞くことができました。

このような関係者のご協力を頂き、民暴千葉大会では離脱者支援について、何とか実りのある研究発

表を行うことができました。

さて、このようにして私は離脱者支援の問題について多少なりとも「勉強」したわけですが、ただ実際の離脱者の案件や相談を扱ったことはありませんでした。

離脱者支援の困難さ、一筋縄ではいかない元暴力団員相手と関わりあうことの大変さ、そして社会復帰の意義について話としては聞いてきたものの、それは自らの体験や知見ではありませんでした。したがって、民暴大会終了後は、離脱者支援について知識を身につけただけという感覚が残り、この問題を一時期は通常の弁護士業務に支障が出るほど調べたことについて、何か空虚さのようなものさえ感じていました。

しかし、その後、井上会長のご協力を得て1人の出所者の社会復帰に関与する機会がありました。

この男性は30歳代前半で、彼が犯した罪（確か窃盗未遂か何かでした）について私が国選弁護人を務めていました。彼は初犯ではなく、20歳代の多くの時間は刑務所で過ごしたという経歴の持ち主でした。ただ私が感じた限りでは、本人は朴訥としたところもあり、反社会性もさほど窺えませんでした。前歴の多くも窃盗等のさほど重くないものばかりでした。話してみると、彼は中学校卒業以降、親と別離しており、身寄りもほとんどないような境遇でした。逮捕当時は建設会社の飯場で働いておりましたが、度重なる服役からか然したる人間関係も築けなかったようで、私が弁護人を務めている間、彼に面会しようとする友人等もおりませんでした。

彼の刑事裁判の結果は、上述のような経歴から執行猶予は付かず、2年程の実刑判決になりました。判決後の面会で、彼は、これまでの弁護活動につい

て感謝を述べるとともに、「自分には身寄りがない。今度こそ最後の服役にしたい。出所したら、相談しに行って良いか」と言ってきました。刑事弁護を務めた相手が出所後に自分を尋ねてくるというのは、弁護士にとってそんなに嬉しい話ではありません。この時は無下に断ることもできず、取りあえず「できるだけ相談にはのる」というような当り障りのない返答をして面会を終えました。

その後暫くして、このことを殆ど忘れていた頃、網走刑務所から彼の手紙が届きました。手紙には、「私も、もうちょっとで今の刑期が終わります。その為、社会に出た時が不安でしょうがありません。どうか、先生の力を借りたいと思っています」と書かれておりました。また、刑務所から電話ができるので、いついつ電話に出て欲しいというようなことも書かれておりました。

刑務所からの彼の電話に出ると、やはり、出所後が不安でどうしたら良いのか分からないという相談を受けました。

そこで、井上会長のことを思い出しました。

井上会長が「身一つで来れば十分」というモットーのもと、長年行われていた充実した社会復帰支援のことを思い出したのです。井上会長は、いつでも誰でもやる気さえあれば就職先を紹介できるとよくおっしゃっていました。そこで、いささか無謀かとは思いましたが、この言葉に甘えて彼を井上会長に紹介しようと思いついたのです。

話は前後してしましますが、彼には暴力団歴がありました。面倒を見てくれる先輩が暴力団員であり、その人間に誘われて20歳代前半の頃、暴力団事務所に出入りしていました。私を知るようになった頃には、いわゆる暴力団風なところは全くなかったのですが、彼の腕には、おそらく日本でもっとも有名な暴力団の代紋が彫られていました。

彼によれば、この入れ墨については後悔しており、建設現場などで働く際に隠さなければならない不便さもさることながら、入れ墨を同僚等に指摘されたり揶揄されたりして喧嘩になり、その勢いで会社を辞めてしまったこともあったとのこと。彼の複数の前科の中には、職場をこのような経緯で辞めてしまった結果、金銭的にも行き詰まり、窃盗等に手を出してしまうというパターンも含まれていました。

そのようなわけで、私は、元暴力団員という経歴が彼の更生にとって多かれ少なかれ足かせになっていると感じておりました。

そうしたこともあり、井上会長の力を借りてみようと思ったのです。

井上会長に彼のことをお伝えすると、有難くも二つ返事で「どーぞ、どーぞ。いつでも連れてきて下さい」とおっしゃって頂きました。

その後、網走刑務所を出所した彼は電車を乗り継いで、千葉県松戸市の私の事務所まで来ました。出所の際に報奨金を数万円貰ったものの、札幌経由で東京まで帰ってくる間の電車賃でその大半を使い果たしてしまったとのことで、所持金は1万円程でした。また、所持品はボストンバッグ一つだけであり、携帯電話等は勿論持っておりませんでした。

ここで私は井上会長の紹介により福島県で仕事ができるかもしれないことを説明し、注意もしました。注意というのは、井上会長の紹介で仕事をする以上、職場で何か問題を起こせば井上会長に迷惑がかかるし、あけすけに言えば私の弁護士としての信用にも傷がつくので、職場では絶対問題を起こさないように念を押したのです。

そうすると予想外にも彼は、福島県に行くことに躊躇する態度を示し始めました。自分が仕事を始めるにあたって、多少なりとも他人が関与し、自分ももし問題を起こした時にはそれだけ迷惑をかけるということについて、意外にも真摯に受け止めたようで、それを負担に感じたようです。

さらに彼は、仕事のあては既に見つけたので福島県に行かずとも働けるかのようなこともほのめかしました。上京後に寝泊まりしていたビデオ個室店でその店の求人広告を見て、店員に話をしたらいつでも働けるようなことを言われたらしいのです。確かにこの求人に限らず、建設業等の現在の好況を考えれば、取り敢えずの職を見つけるくらいであれば、さほど難しくないのかもしれないかもしれません。

しかし、彼のこれまでのパターンを見ると、代紋の入れ墨を始めとした暴力団歴、さらには身寄りがないことによる根なし草的行動パターンが、彼の更生の機会をだめにしていると感じ、周りの目があるところ、つまり自分に温情を持ちつつも真剣に見守ってくれる他者がいる環境のもとで、なおかつ元暴力団という経歴についてある種の理解がある職場

(例えば、不用意に入れ墨等を揶揄するような人間がいない職場)で働く方が、彼の真の更生にとって確実に良いと思ったのです。

そこでこのことを率直に伝え、変な話ですが、私が多少説得した結果、彼は福島県に行くことを決意しました。

そして、井上会長との事前調整を行い、彼が福島県に行く日時等を決めた上、彼には、乗車すべき列車の時間や乗換方法等も伝え、この時点で本人の所持金が交通費に足りない状況であったため多少の金銭を渡して、一人で福島県に行くように伝えました。

その当日、私は一方的に彼を送り出すだけでは何か無責任な感じがし、また携帯電話等を持たない彼が果たして無事に福島県に到着するののかという心配もあったため、予定を変更して自動車で福島県に向かい、駅に到着するであろう彼を井上会長と受入予定企業の社長ともども一緒に待ちました。

降りる駅を間違えたとのことで、彼は予定の列車よりだいぶ遅い列車で到着し、この間、私はだいぶやきもきしましたが、ともかく無事本人を井上会長と社長に引き合わせることができました。

井上会長も社長も初めて会う彼に対して最大限、歓迎の気持ちを示して接してくれて、彼は非常に安心した表情をしていました。見ず知らずの土地で自分は今度どうなるかという不安がなかったわけではないと思うのですが、おそらく井上会長のにじみでる人間性に直ぐに気付いたことでしょう、ここでなら自分もやっていけると直感で思ったはずです。

その後数カ月して、彼から私に電話がありました。社長の見習いとしてきちんと働いているようで、寮費、税金、社会保険料など諸々の控除があっても手取り15万円を貰っているとのことでした。また生涯で初めて自動車の免許取得を目指して自動車学校に通っているとのことでした。井上会長とも度々食事等をして近況報告等を行っているとのことでした。福島県での生活にも慣れてきたようで、言葉遣いには既に訛りがありました。

さて、私は彼の就職のため色々と時間を割き、またお金さえ渡しました。井上会長からは私の帯同等は不要であると言われておりましたが、福島県にも行きました。自分で言うのも何ですが、彼の就職のため最大限やれることをやりました。そして、私は、そのことを彼に理解させようと思っていました。

他人への施しは隠れて行うのが美德です。しかし、頼るべき親族や友人等がいなかった彼の経歴を見ると、例え短い間でも自分のために尽くしてくれた人間の存在が、彼の今後の更生にとって自信となり動機づけにもなって、また社会との繋がりを実感させてくれるものと考え、あえてそうしたのです。おこがましい発想ですが、彼の今後の更生において、今自分が担うべき役割はそこにあると考えていました(もちろん彼のために本当に尽力したのが井上会長と受入先企業の社長であることは言うまでもありません)。

元暴力団員は暴力の支配する世界で生きてきた人間です。そして彼らの性向の究極的な背景には、社会に対する反感・恨みがあるように思います。しかし、そのような人間でも、損得勘定を抜きにして自分のために骨を折ってくれる人との出会いによって、そうした性向が変わる可能性は十分にあると思います。もちろん、反社会性や暴力性が根付いている暴力団員が多く、そういう人間相手に、こういう議論はいかにもナイーブです。しかし、そうではないタイプの暴力団関係者を確実に社会復帰させていけば、暴力団の威力は確実に減少していくはずで

そして弁護士はもともと、こういう働きかけができる稀有な立場にあると言えます。弁護士は刑事弁護を通じて犯罪者等やヤクザ崩れのような人間と日常的に接します。そうした者は自分を弁護する弁護士は基本的に信用しますし、頼ろうとします。その中には、身寄り等がないため弁護人に頼らざるを得ず、かつ環境さえ整えば立派に更生できると思わせてくれる者も少数ですがいます。そうした少ない例の中で、弁護士が例外的に多少なりともボランティア的な活動を敢えて行い、社会復帰を支援することはあっても良いと思います。当然、弁護士が全ての受任刑事事件について被疑者・被告人と十分な信頼関係が築けるわけでもありませんし、1人の弁護士がその業務として井上会長のような継続的な社会復帰支援活動を行うことはできません。しかし、全国3万人の弁護士が、程度の差はあれ刑事弁護を通じて接する数多くの人の中から、一人か二人でも見込んで社会復帰を果たさせることができれば、その総数はかなりのものになるはずで

そういう意味で、離脱者支援に限らず前科者への社会復帰において弁護士が担える役割は案外大きいのではないかと考えています。